教育基本計画の策定にあたって

「ふるさとを愛し、心豊かでたくましく、未来を切り拓く、雲南市の人づくり」を教育基本目標とし、平成 17 年 5 月、雲南市教育委員会は、「雲南市教育基本計画(第 1 次)」を策定しました。そして、第 1 次計画は、本市の特色ある教育施策を推進する拠り所として、今日までその推進に大きな役割を果たしてきました。

その間、国においては、制定から約 60 年を経て教育基本法の改正が行われ、それに伴い教育三法及び社会教育関連三法の改正、教育振興基本計画の策定が行われるなど、新しい時代にふさわしい教育を再構築していく大きな動きがありました。

特に、改正教育基本法では、「家庭教育」「幼児期の教育」といった昨今の課題や、国民が豊かな人生を送ることができるための「生涯学習の理念」、そして地域全体で子どもや家庭・学校を支援する「学校・家庭及び地域住民等の相互の連携協力」の項目が新たに追加されました。

こうした中、本市においては、「教育支援コーディネーター制度」の創設、「『夢』 発見プログラム」の策定と実践、「学校支援地域本部事業」の導入による全小・中 学校への地域コーディネーターの配置など、全国に誇れる特色ある教育施策を展開 してきました。

一方、少子化、過疎化の影響により子どもの数が減少し、今後もこの傾向が続くことが予想される中、掛合町の 5 小学校が統合し、平成 20 年 4 月に新生掛合小学校が誕生しました。また、本市の学校の適正な規模・配置に関して出された検討委員会からの答申を踏まえ、平成 21 年度に「雲南市立学校適正規模適正配置基本計画」を策定しました。

さらに、平成 22 年度からは、これまで社会教育活動の拠点として大きな役割を果たしてきた地域の公民館が、交流センターとして新しく生まれ変わることになりました。

このように、本市における子どもを取り巻く教育環境は、教育内容などのソフト面のみならず、教育支援体制や教育施設などのハード面においても大きな転換期にきています。このようなときに、本市教育の指針である「第2次雲南市教育基本計画」を策定することは、まさに時宜を得たものであり、本市教育のさらなる推進に大きな意義を有していると言えます。

本計画の策定にあたっては、公募を含む 22 名の策定委員の皆さまに、幅広く多角的な見地から慎重にご協議いただきました。そして、パブリックコメントによる市民の皆さまからの意見募集を経て、市教育委員会において議決したところです。

本計画では特に、学校・家庭・地域・行政の役割を明確にするとともに、それぞれが連携・協力して実践する「『夢』発見プログラム」を「雲南市の特色を生かした教育」の柱に据えていただきました。このことは、「次代を担う将来の大人の育成」「家庭・地域の教育力の再生」「学校の地域貢献」「家族の大切さの再認識」さらには「地域の活性化」につながるものであり、その期待が大きく膨らむと同時に、今後の本市教育推進の追い風となることは間違いありません。

今後、市教育委員会は、本計画を本市教育の羅針盤とし、教育基本目標の実現に向け、特色ある教育施策を積極的に展開していくこととしています。そのためにも、本計画の内容を広く市民の皆さまにご理解いただき、学校・家庭・地域・行政の協働による新しい教育の創造が図られることを強く望むものです。